内閣官房令・省令

○内閣官房令第一号
防衛省令第一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第八十七条の九、第八十七条の二十及び第八十七条の二十二の規定に基づき、一般定年等隊員の退職管理に関する命令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
防衛大臣　中谷　元

一般定年等隊員の退職管理に関する命令

（一般定年等隊員の求職の承認の手続）

第一条　自衛隊法施行令（以下「令」という。）第八十七条の九に規定する一般定年等隊員（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十五条の三第二項第四号に規定する一般定年等隊員をいう。以下同じ。）に係る求職の承認の申請は、防衛省を経由して行うものとする。

2　令第八十七条の九に規定する内閣官房令・防衛省令で定める様式は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

3　令第八十七条の九に規定する内閣官房令・防衛省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　承認の申請に係る利害関係企業等の定款又は寄附行為、組織図、事業報告その他の当該利害関係企業等が現に行っている事業の内容を明らかにする資料

二　承認を得ようとする隊員の職務の内容を明らかにする資料

三　承認を得ようとする隊員の職務と当該承認の申請に係る利害関係企業等との利害関係を具体的に明らかにする調書

四　令第八十七条の八第一項第一号に係る承認の申請である場合には、承認を得ようとする隊員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況を記載した調書

五　令第八十七条の八第一項第二号に係る承認の申請である場合には、承認を得ようとする隊員が、当該承認の申請に係る利害関係企業等又はその子法人の地位に必要とされる高度の専門的な知識経験を有していることを明らかにする調書

六　令第八十七条の八第一項第三号に係る承認の申請である場合には、次に掲げる書類

イ　利害関係企業等を経営する親族からの要請があったことを証する文書

ロ　承認を得ようとする隊員と利害関係企業等を経営する親族との続柄を証する文書

七　令第八十七条の八第一項第四号に係る承認の申請である場合には、当該申請に係る利害関係企業等の地位に就く者を募集する文書

八　その他参考となるべき書類

（一般定年等隊員であった再就職者による依頼等の承認の手続）

第二条　令第八十七条の二十に規定する再就職者（自衛隊法第六十五条の四第一項に規定する再就職者をいう。）であって離職の際に一般定年等隊員であった者による依頼等の承認の申請は、防衛省を経由して行うものとする。

2　令第八十七条の二十に規定する内閣官房令・防衛省令で定める様式は、別記様式第二とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

（再就職等監察官への届出の様式）

第三条　令第八十七条の二十二に規定する内閣官房令・防衛省令で定める様式は、別記様式第三とする。

附　則

この命令は、平成二十七年十月一日から施行する。

別記様式第１（第１条関係）

利害関係企業等に対する求職承認申請書

平成　　年　　月　　日（第　　号）

再就職等監視委員会委員長（再就職等監察官）　殿

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の３第２項第５号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

1　申請者

（ふりがな）（　　）			生年月日（年齢）
氏　名		㊞	昭・平　年　月　日生（　歳）
在職機関※			所属局課（職名）
官職又は階級			
俸　給	俸給表（　　）　号俸		
現在の職務内容			
離職予定日	平成　　年　　月　　日		

※申請者が在職する在職機関の名称を記載すること。

2　承認の申請に係る利害関係企業等

□営利企業　□その他の法人	名　称	本社所在地
業務内容		
子法人の地位に関する承認の申請の場合	□営利企業　□その他の法人 子法人の名称	本社所在地
	業務内容	